

# 白河商工会議所

2019  
2月号  
第741号

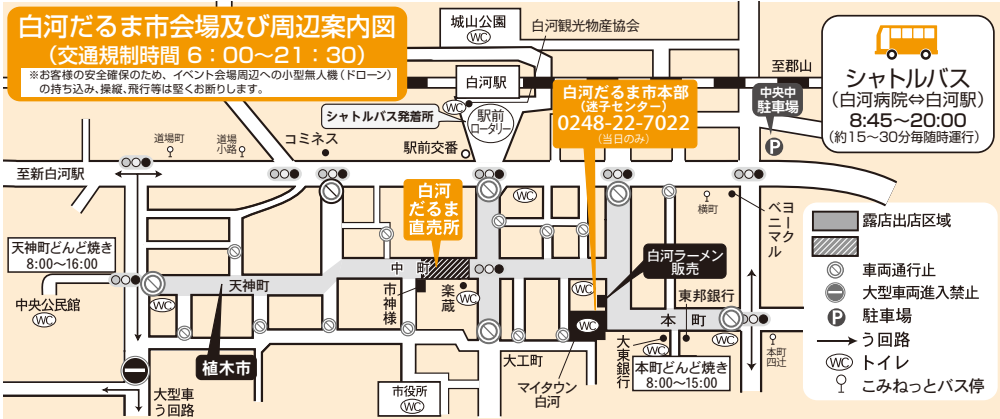
The Shirakawa Chamber of Commerce and Industry News

## 白河だるま市が開催されます！



白河に春の訪れを告げる「白河だるま市」が今年も2月11日(月)建国記念の日に開催されます。  
(午前9時〜午後7時30分)  
毎年多くの皆さんが様々な願いを込めてダルマを購入しています。  
なお、白河だるま販売店は、赤いテントとのぼりが

目印です。  
当日は中心市街地で交通規制がありますので、ご注意ください。  
また、白河商工会議所青年部で今回も出店し、「五平餅」の販売を行います。皆様ぜひお立ち寄りください！



## 「しらかわん」コインdeシールラリー 抽選会開催

白河市中心市街地活性化協議会、白河市商店会連合会、白河商工会議所が主催する「しらかわんコインdeシールラリー」の抽選会を1月18日(金)開催しました。

抽選会では、「しらかわん」が見守る中、応募総数253通(当選倍率1・96倍)の応募ハガキの中から白河市中心市街地活性化協議会 牧野富雄会長(白河商工会議所会頭)、白河商工会議所 中上徹副会頭・鈴木俊雄副会頭、金澤洋一専務理事、白河市商店会連合会 市川憲会長、が厳選なる抽選を行い、当選者を決定しました。当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。



当選者の皆様おめでとうございます

### 白河商工会議所 Facebook・Twitter更新中！

白河商工会議所では、Facebook・Twitterを随時更新中です。イベントや中小企業への有益な情報など様々な情報発信をしています。ぜひフォローしてご利用ください。

スマホ・タブレット・PCでアクセス



<https://www.facebook.com/shirakawacci>

[https://twitter.com/shirakawa\\_cci](https://twitter.com/shirakawa_cci)

### 折込チラシ一覧

- ▶ カイロプラクティック高橋 様
- ▶ 福島県県南建設事務所 様
- ▶ 第100回カラオケ喫茶K歌謡発表会
- ▶ ぶくしま県南地元企業説明会

## CONTENTS

- だるま市、しらかわんコインdeシールラリー……1
- 「特集」軽減税率対策補助金 ……2・3
- 税制改正のポイント、職務執行者の変更、L O B O調査、来年度検定試験日程……4
- 所得税・消費税の確定申告のご案内……5
- 白showひろば、敬老祝い商品券、検定試験・専門相談日程……6

# 知らない分からないでは済まされない!?

全事業者  
対象です!

## いま「軽減税率制度」を知ろう! partⅢ

2019年10月1日から実施される消費税増税と軽減税率制度。当所会報では11月号からシリーズで掲載しております。今回は「**軽減税率対策補助金**」について掲載いたします。

軽減税率対策補助金とは……

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

複数税率対応として、

次のA・B・C型の申請類型があります。

**A型**

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。



レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は回収する事業者を支援します。レジの種類や複数税率への4種類の申請方式に分かれます。



まず確認!

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

**A-1型 レジ・導入型**

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

**A-2型 レジ・改修型**

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

**A-3型 モバイルPOSレジシステム**

複数税率対応した継続的なレジ機能サービスを提供するタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします。

**A-4型 POSレジシステム**

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

補助率	・基本的には3/4 ※1台のみ機器導入を行う間合いでかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率4/5、タブレット等の汎用端末については1/2
補助対象	レジ本体のほかレジ機能に直結する付属機器等 ※付属機器…バーコードリーダー、キャッシュレスドロア、クレジットカード決済端末、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ、ルーター、サーバー
補助額	レジ1台当たり20万円上限 ※1 新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合にはさらに20万円上限。 ※2 複数台数申請の場合は1事業者あたり200万円上限。指定の申請書類の提出が必要



# B型

## 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。



電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する異業者を支援します。指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

### まず確認！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

#### B-1型 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

#### B-2型 受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修。入替する場合の費用を補助対象とします。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

・取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注シ

システムを利用してある事業者の電子的受発注に必須となる商品マスターや、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。

・電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用してないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

・専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。

・申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

・申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

# C型

## 請求書管理システム システム改修・導入型

C-1型 区分記載請求書等保存方式に対応する請求書の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費

C-2型 パッケージ製品の導入に要する経費

C-3型 対応する事務処理機器の導入経費

### 申請受付期限

A型及びB-2型…2019年12月16日までに申請  
(事後申請)

B-1型…2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行ってください。完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

C型…未定(HP等でご確認ください)

詳細につきましては、軽減税率対策補助金事務局までお問い合わせください。

補助率	・基本的には3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスは初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたもの。
補助額	・発注システムの場合 1000万円上限 ・受注システムの場合 150万円上限 ・発注・受注システム両方の場合 1000万円上限



軽減税率対策補助金事務局

0570-081-222





# 平成31年度 税制改正のポイント

中小企業向け設備投資減税の延長・拡充等 中小企業の生産性向上、働き方改革、防災・減災を支援!

## 1. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

設備の種類(価額要件)	機械装置(160万円以上)	ソフトウェア(70万円以上)	工具・器具備品(30万円以上)	建物附属設備(60万円以上)
支援措置	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却 or 税額控除10% ⇒ 延長(2年間)・強化		<b>生産性向上設備(A類型)</b> 生産性が年平均1%以上向上 <b>収益力強化設備(B類型)</b> 投資利益率5%以上のパッケージ投資	
	<b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間)		<b>【商業・サービス業等活性化税制】</b> 30%特別償却 or 税額控除7% ⇒ 延長(2年間) <small>※「売上高 or 営業利益が1年間で2%以上向上」が新たに要件化</small>	

## 2. 「中小企業防災・減災投資促進税制」の創設(2年間)

中小企業の災害への事前対策を促すため、防災・減災に資する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)に係る20%特別償却措置を創設

- (対象設備)・機械装置(100万円以上): 自家発電機、排水ポンプ等  
 ・器具備品(30万円以上): 制震・免震ラック、衛星電話等  
 ・建物附属設備(60万円以上): 止水板、防火シャッター、排煙設備等

## 3. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長(2年間)

所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減

## 4. 「研究開発税制」の延長(2年間)および拡充・重点化

ベンチャー企業に対する法人税額控除上限の引上げ(最大60%)、控除率引上げ(オープンイノベーション型)試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直し(総額型)

## 5. 「地域未来投資促進税制」の延長(2年間)・拡充

「地域経済牽引事業計画」(※)の都道府県の承認・国の確認により、機械装置、建物等の特別償却 or 税額控除

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

最大で法人税の45%  
(ベンチャーの場合最大60%)

### (上乗せ措置)

(売上に占める試験研究費が10%超※)

### 総額型

(試験研究費増加に応じて控除額増加)

### オープンイノベーション型

(大学等との共同研究、民間企業への委託研究)

### 【改正内容】

- ・高水準型を総額型に統合
- ・上乗せ措置(時限措置)を延長(2年間)

### 【改正内容】

- ・一定のベンチャーは控除上限を40%に引上げ

### 【改正内容】

- ・控除上限を10%に引上げ
- ・民間企業への委託研究も対象化

## 個人事業者の事業承継税制の創設

土地以外の事業用資産も税制の対象に!

概要	個人事業者(青色申告事業者)の贈与・相続に係る100%納税猶予制度(10年間の時限措置)
対象資産	事業用宅地(400㎡)、建物(800㎡)、機械装置、器具備品、車両船舶、構築物等
要件	・経営承継円滑化に基づく認定、2019年から5年以内に承継計画の提出 ・納税猶予税額相当の担保提供、事業継続・資産保有に係る定期的な報告 ・後継者死亡時まで事業継続・資産保有等で納税免除 ・事業を廃止した場合、猶予税額および利子税納付 ・経営悪化等で廃業する場合、廃業時点の資産額で贈与・相続税額を再計算し、承継時との差額を免除 ・小規模宅地特例と選択適用(併用不可)

創設  
(10年間)

### (※) 事業用の小規模宅地の特例の見直し

「特定事業用宅地等」について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等については、特例の対象から除外  
 ただし、①に該当する宅地等であっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産が、当該宅地等の相続時の価格の15%以上の場合は、特例の適用対象とする

## 地域活性化に資する税制措置

### 1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の簡素化

既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等で、臨時免税店を出店する場合の手続きを簡素化

### 2. 所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設

地域福利増進事業に供する土地等を譲渡した者(例:所有者不明土地の隣地を都道府県に譲渡し、公園を整備等)に対する譲渡所得税の軽減(1年間、20%→14%)、土地・償却資産に係る固定資産税等の軽減(5年間2/3)措置が創設

消費税率引上げに伴う対応

需要変動の平準化に向け、税制支援・経済対策が講じられます！

1. 住宅ローン減税の控除期間の延長

2020年12月までに住宅を購入した場合、所得税・住民税控除期間を10年から13年に延長<sup>(※)</sup>

※最後の3年間は各年建物購入価格の2/3% (2%÷3年) が上限

2. 自動車の保有に係る税負担の軽減

2019年10月1日以降に取得した自動車について排気量に応じて「自動車税(地方税)」を引下げ

地方財源確保の観点からエコカー減税等の対象の重点化・基準の見直し等

3. 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の策定・公表(11/28)

消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減を平準化するため、価格設定についての考え方や国の支援策についてとりまとめたもの

消費税率軽減税率制度の円滑な導入に対する支援

2019年10月1日から、消費税率10%引上げにあわせて、食料品等の税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が導入されます。全ての事業者で(食料品等を販売していない事業者も) 経理手続きの変更等が必要です！

軽減税率制度対応のための3ステップ

STEP 1

自社が販売・購入する商品が軽減税率の対象となるか確認

STEP 2

軽減税率制度導入で変更となる事務を確認

STEP 3

軽減税率制度導入に対する国の支援策を確認



軽減税率対策補助金事務局 ☎0570-081-222

白河商工会議所議員の職務執行者の変更について

白河商工会議所の議員の職務執行者が、人事異動により変更されました。



議員

福島県商工信用組合白河支店  
支店長

大泉 幸二氏  
(平成30年12月21日付)



議員

アクサ生命保険(株)白河営業所  
所長

池田 孝裕氏  
(平成31年1月1日付)



議員

三菱製紙(株)白河事業所  
事業所長

根岸 誠氏  
(平成31年1月21日付)

中小企業相談所からの お知らせ

所得税の申告・納税は **3月15日(金)まで**

消費税の申告・納税は **4月1日(月)まで**

所得税・消費税の確定申告のご相談はお早目に

(個人事業主向け)

決算書・確定申告書作成指導について

当所では、個人事業主の方を対象に平成30年分決算書と所得税・消費税の確定申告書作成にあたり、書き方等について相談をお受けしています。ご希望の方は、あらかじめ電話等でご連絡の上、ご来所下さい。尚、継続指導を受けている個人事業主の方は、担当者よりご連絡をいたしますので準備をお願いします。

○相談日【計6回】

平成31年

2月26日(火)

3月5日(火)

3月12日(火)

3月1日(金)

3月8日(金)

3月22日(金)

・相談員：東北税理士協会白河支部 税理士

○時間

各日とも午前10時から午後3時まで  
(正午から午後1時まで除く)

○場所

当所相談室

※ご希望の方は、あらかじめ電話等でご予約いただいた上で、お受けいたします。

お問い合わせ

経営指導員まで(今井・小林・原)

TEL: 231-3101  
FAX: 221-1300

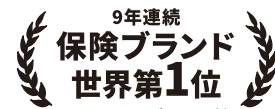
※詳細については、2月中旬の新聞折り込みをご覧ください。



AXAは9年連続

世界NO.1の  
保険ブランド

アクサ生命



※インターブランド社  
「ベスト・グローバル・ブランド2017」より

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(労慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。  
アクサ生命保険株式会社 郡山支社 白河営業所  
〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5 白河商工会議所会館2F  
TEL 0248-23-4143 FAX 0248-23-4952

# 事業所紹介 白showひろば

## くいもんや 暖

### 基本情報

住所：白河市中町68  
 営業時間：11:30～14:00、17:30～22:00  
 定休日：日曜日、第1・3月曜日  
 ☎0248-21-8405 ☎0248-21-8406



### 会津産の味覚をご賞味ください!

以前は南会津で11年間お店を営んでおりましたが、白河市に移り住んだことをきっかけに2017年12月に新たにオープンいたしました。奥会津のそば粉で作る芳醇な香りと強いコシが特徴の「裁ちそば」は何と言っても一番のオススメです。また、その裁ちそばを使っただけのアレンジメニュー「そばサラダ」は当店一番人気のメニューです。その他会津産の「馬刺し」、奥会津の郷土料理「はっとう」、そして地元花泉酒造の地酒をはじめとする様々な会津の日本酒等もお楽しみいただけます。屋号のように暖かいお店を目指して営んで参りたいと思っております。お近くにお越しの際にはどうぞお立ち寄りください。



会員ホットニュースの「白SHOWひろば」では、掲載事業所を随時募集しています。

企画総務課 ☎23-3101



## 商工会議所LOBO調査 2018年11月調査結果

LOBO調査は、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」を全国約3,900社に毎月調査しているものです。当所では20社の会員事業所にご協力いただいております。

### 白河商工会議所管内の業種別業況

建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業

全産業の合計DIは△0.2ポイントと前月比+0.1ポイント。業種別にみると、建設業で前月比+0.6ポイントと大きく回復。しかし安定していたサービス業で前月比-0.4ポイントの悪化となった。規模別にみると、小規模で前月比-0.3ポイントの悪化、それ以外は前月比+0.4ポイント回復している。

### 景況天気図

とくに好調 DI ≥ 1	好調 0.3 ≤ DI < 1	まあまあ △0.3 ≤ DI < 0.3	不振 △1 < DI < △0.3	きわめて不振 △1 ≤ DI

DI = (好転と回答した割合) - (悪化と回答した割合)



日本商工会議所 LOBO 調査HP  
<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>



白河商工会議所HP  
<http://www.shirakawa-cci.or.jp/>

## INFORMATION

### 換金日のお知らせ 敬老祝い商品券

2月25日が最終の換金となります。それ以降は換金できかねますのでご注意ください。

### 《換金日》

事前申請日 **2月13日(水)**  
 換金日 **2月15日(金)**

事前申請日 **2月21日(木)**  
 換金日 **2月25日(月)**

換金時間 **10:00～15:00**

※換金される場合は、必ず申請日までに換金申請書をご提出ください。

企画総務課 ☎23-3101

## ●平成30年度 白河商工会議所各種検定試験施行日●

検定試験名・級等	施行日	申込受付期間	受験料(税込)
簿記 第152回	平成31年 6月9日(日)	4月8日(月)～ 5月15日(水)	1級:7,710円 2級:4,630円 3級:2,800円
販売士 第84回	平成31年 7月13日(木)	12月17日(月)～ 1月23日(水)	3級:4,120円
珠算 第216回	平成31年 6月23日(日)	4月15日(月)～ 5月21日(木)	1級:2,300円 2級:1,700円 3級:1,500円

◎申込方法：所定の申込用紙に必要な事項を記入の上、受験料を添えてお申込下さい。

## ●専門相談のご案内 要予約●

内容	相談機関	日時
無料法律相談	吉川幸雄弁護士	2月12日(火) 午後1時～3時
金融相談	日本政策金融公庫 郡山支店国民生活事業	2月13日(水) 午前10時30分～正午



表紙題字は、旧会館設立当時(昭和42年)の日本商工会議所会頭足立正氏の揮毫によるものです。この印刷物は環境にやさしい大豆油インクを使用しています。再生紙を使用しています。

ccIHP

ccITEL

